

産 人 第 1 2 0 3 号  
令 和 6 年 8 月 2 1 日

事 業 主 各 位

佐賀県産業労働部長

人権・同和問題に関する研修の充実について（依頼）

産業労働行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、性別、国籍、世代、宗教などさまざまな違いを越えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指した「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめとした様々な人権問題の解消に向け、各種施策に積極的に取り組んでおります。

また、国では、平成28年12月に「部落差別の解消に関する法律」を施行し、部落差別を解消する必要性について国民の理解を深め、部落差別のない社会の実現を目指しています。

ついては、貴社（団体）におかれましても、職員の人権・同和問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権意識を磨き、人権を尊重する態度を身につけられるよう、なお一層の研修の充実にご主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※裏面も御覧ください。

担当 産業人材課 人材活躍推進担当 西田、窪菌
T E L 0952-25-7310（直通）
F A X 0952-25-7305
E-mail : sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

(参 考)

## 同和問題に係る取組の推進について

### 1 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」について

県では、「佐賀県人権の尊重に関する条例」に基づき、共生社会の実現に向け県民とともに積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を策定し、人権教育・啓発の推進を図ってきました。平成18年10月の第一次改訂から10年以上が経過し、インターネットの急速な普及等による社会情勢の変化やヘイトスピーチ、性的指向・性自認に関わる人権、子どもの貧困などの新たな課題が顕著化している状況を踏まえ、平成30年3月に「佐賀県人権教育・啓発基本方針」（第二次改訂）を策定しました。

今後、この方針に基づき、これまで以上に人権教育・啓発を総合的に推進していきます。

・ 県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361132/index.html>)

### 2 同和問題に係る研修について

地域社会における人権に関する研修会等は地域の実態を踏まえて実施されているところであり、また、県においては様々な人権問題への意識啓発や多様性のある社会の実現のために県内企業や学校、各種団体等に対して人権啓発用ビデオや DVD、パネルの貸出を行っております。是非御活用ください。

- 企業、団体等における同和問題研修に係る講師派遣、啓発ビデオ、DVD の貸出については、県人権・同和対策課（TEL0952-25-7229）へ連絡ください。
- 啓発ビデオ、DVD の貸出リスト及び内容については、県ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003106194/index.html>)

～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～

# 共に育てよう！人権文化

みなさまの研修をお手伝いします



**対象** 県内の自治体・企業・各種団体等のみなさま

職場や地域等で利用できます。

まずは、気軽にご相談ください！

研修等の企画・相談

(無料)

講師派遣

(無料)

DVD やパネルなどの貸出

(無料)

詳しくは

裏面をご覧ください

☆相談・申込先☆

人権啓発センターさが（佐賀県 県民環境部 人権・同和対策課内）

TEL 0952-25-7229 FAX 0952-25-7332

E-mail:jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

## ●研修等の企画相談●

ご要望をお尋ねしながら、研修の内容、日時など企画の段階から研修の目的達成のために必要な情報等を提供して、一緒に考えていきます。

## ●講師の派遣●

自治体や地域住民、企業、団体などが実施する様々な人権研修に講師を派遣します。

県が、講師の謝金・交通費を負担します。

※自治体が行うものは、これまで実施していた事業の費用を代替するものではないので、新規の内容に限ります。

### ～申込手順～

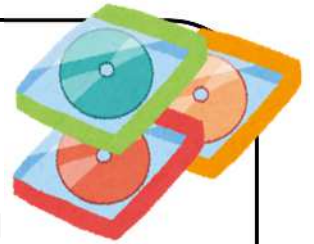
- ① 研修会実施の1カ月前までに申請（所定の様式あり）
- ② 県で講師を選定し、決定通知を行います。
- ③ 研修会の実施
- ④ 実施報告（所定様式にて2週間以内）



## ●各種教材貸出●

\*DVD、ビデオ 各5本まで、貸出は2週間以内

\*啓発パネル 研修啓発に必要な数量、貸出は使用する研修啓発の期間



### ～申込手順～

- ① 予約…お問い合わせのうえ、空き状況を確認して予約
- ② 貸出・返却…手渡しを基本とし、逡送や利用者負担による郵送なども可能  
※啓発パネルについては、手渡しのみになります。

人権啓発センターさが（佐賀県 県民環境部 人権・同和対策課内）

TEL 0952-25-7229 FAX 0952-25-7332

E-mail: jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp